

船舶事故調査報告書

令和2年11月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|-------------|--|
| 事故種類 | 乗揚 |
| 発生日時 | 令和2年5月17日 15時40分ごろ |
| 発生場所 | 大分県姫島村姫島南岸 姫島港A防波堤西灯台から真方位105° 1.1海里付近 (概位 北緯33°42.8′ 東経131°40.2′) |
| 事故の概要 | 漁船第五十八開 ^{かいよう} 丸は、北西進中、浅所に乗り揚げた。 |
| 事故調査の経過 | 令和2年5月20日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済 |
| 事実情報 | |
| 船種船名、総トン数 | 漁船 第五十八開洋丸、344トン |
| 船舶番号、船舶所有者等 | 132085、有限会社開洋水産 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、三級（航海） 甲板員、六級（航海） |
| 負傷者 | なし |
| 損傷 | 船底外板に擦過傷 |
| 気象・海象 | 気象：天気 曇り、風向 北、風力 2、視界 不良 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期 |
| 事故の経過 | <p>本船は、船長及び甲板員ほか4人が乗り組み、甲板員が単独で船橋当直につき、操舵スタンド前の背もたれ付きの椅子に腰を掛け、自動操舵により北西進していた。</p> <p>本船は、甲板員が、昼食後であり、また、レーダーで周囲に航行の支障となる他船を認めなかったため、気が緩み、眠気を感じたが、今まで居眠りをしたことがなかったため、大丈夫だと思い同じ姿勢を続けたところ、いつの間にか居眠りに陥り、転針地点を通過して航行を続け、姫島南方の浅所に乗り揚げた。</p> <p>甲板員は、衝撃で目が覚め、乗り揚げたことを知った。</p> <p>船長は、自室で休憩中に衝撃を感じ、急いで昇橋し、乗り揚げたことを知って船舶所有者に本事故の発生を報告した。</p> <p>本船の喫水は、船首約3.0m、船尾約4.8mであった。</p> <p>本船は、船橋航海当直警報装置を作動していたものの、本事故当時は警報音がうるさいので警報機能を止めていた。</p> |
| 分析 | <p>本船は、自動操舵で北西進中、単独当直の甲板員が、居眠りに陥り、変針予定地点を通過して同じ針路で航行を続けたことから、浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>甲板員は、周囲に他船がおらず、眠気を感じたとき、今までに居眠りをしたことがなかったため大丈夫と思い、自動操舵のまま椅子に腰を掛けた姿勢を続けたことから、覚醒水準が低下し、居眠りに陥った</p> |

| | |
|--------------|---|
| | <p>ものと考えられる。</p> <p>本船は、船橋航海当直警報装置を作動させていたものの、本事故当時は警報音がうるさいので警報機能が止められていたものと考えられる。</p> |
| 原因 | <p>本事故は、本船が自動操舵で北西進中、単独当直の甲板員が、居眠りに陥り、変針予定地点を通過して同じ針路で航行を続けたため、浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> |
| 再発防止策 | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船橋航海当直警報装置を備える船舶においては、航海中、常に適切な作動状態にしておくこと。 ・ 単独で操船中に眠気を感じた場合には、椅子から立ち上がった後、他の乗組員と操船を交替するなど、居眠り運航の防止措置を採ること。 |